



I-13

カウンター 及び記載台

基本的な
考え方▶

カウンター及び記載台は、車いす使用者も利用できるよう、高さ及び下部空間の確保に配慮する必要があります。

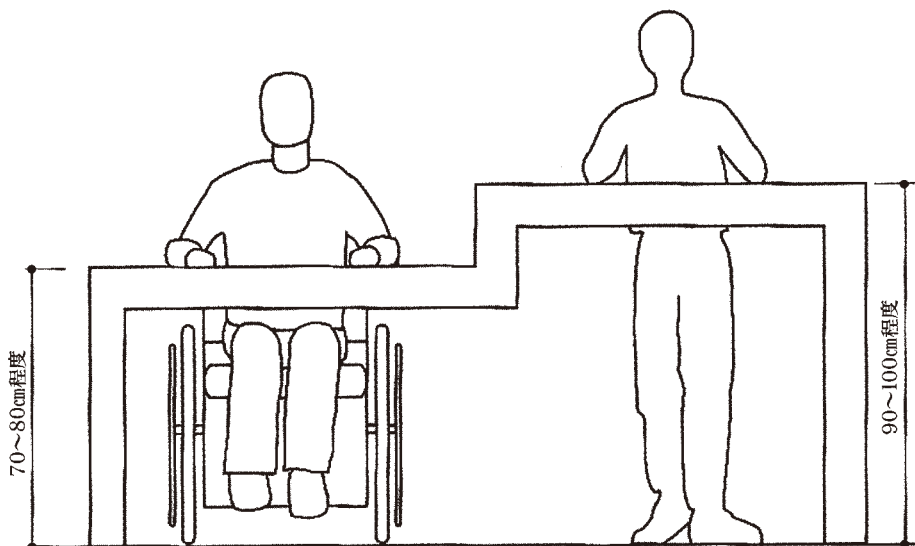
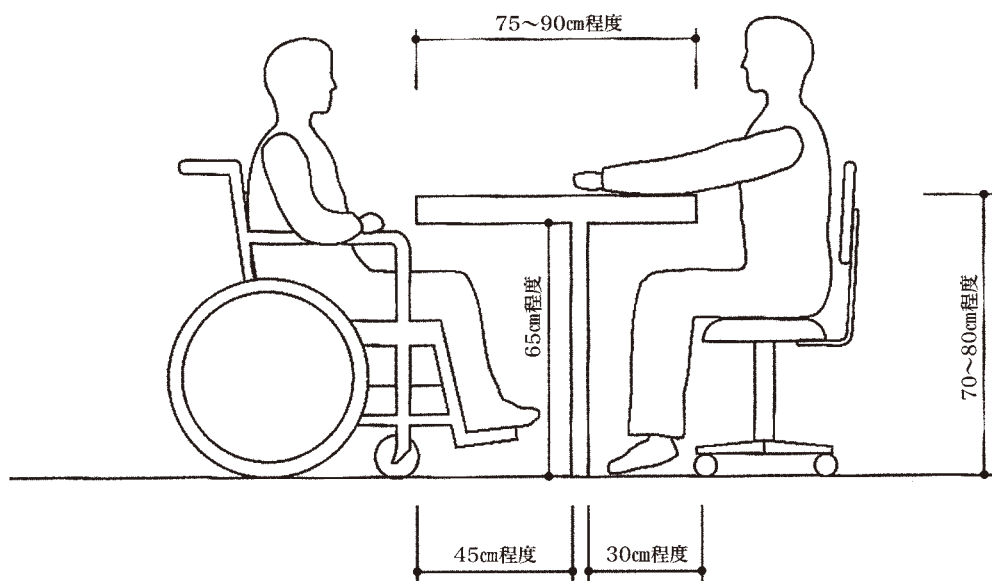
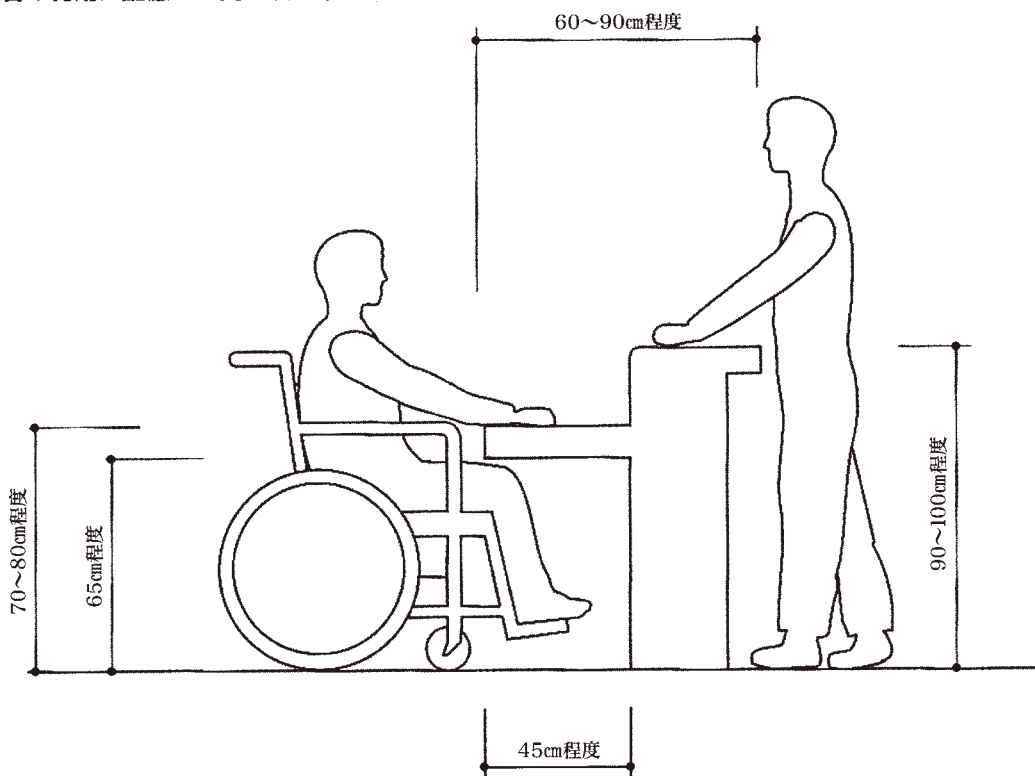
整備項目	整備基準	より望ましい基準
カウンター 及び記載台 (1以上)	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者の利用に配慮した高さ ●車いす使用者が利用しやすい下部空間の確保 	

解説

- 整備基準及びより望ましい基準中「車いす使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設ける」とは、高さを70～80cmとし、下部は車いすのキャスターやひざが入るスペース(高さ65cm程度、奥行き45cm程度)を設けることである。

●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

■ 車いす使用者の利用に配慮した高さ及び下部空間の例





複数の公衆電話台を設ける場合に適用

I-14

公衆電話台

基本的な
考え方▶

公衆電話台は、車いす使用者が利用しやすいよう、高さ及び下部空間の確保に配慮する必要があります。

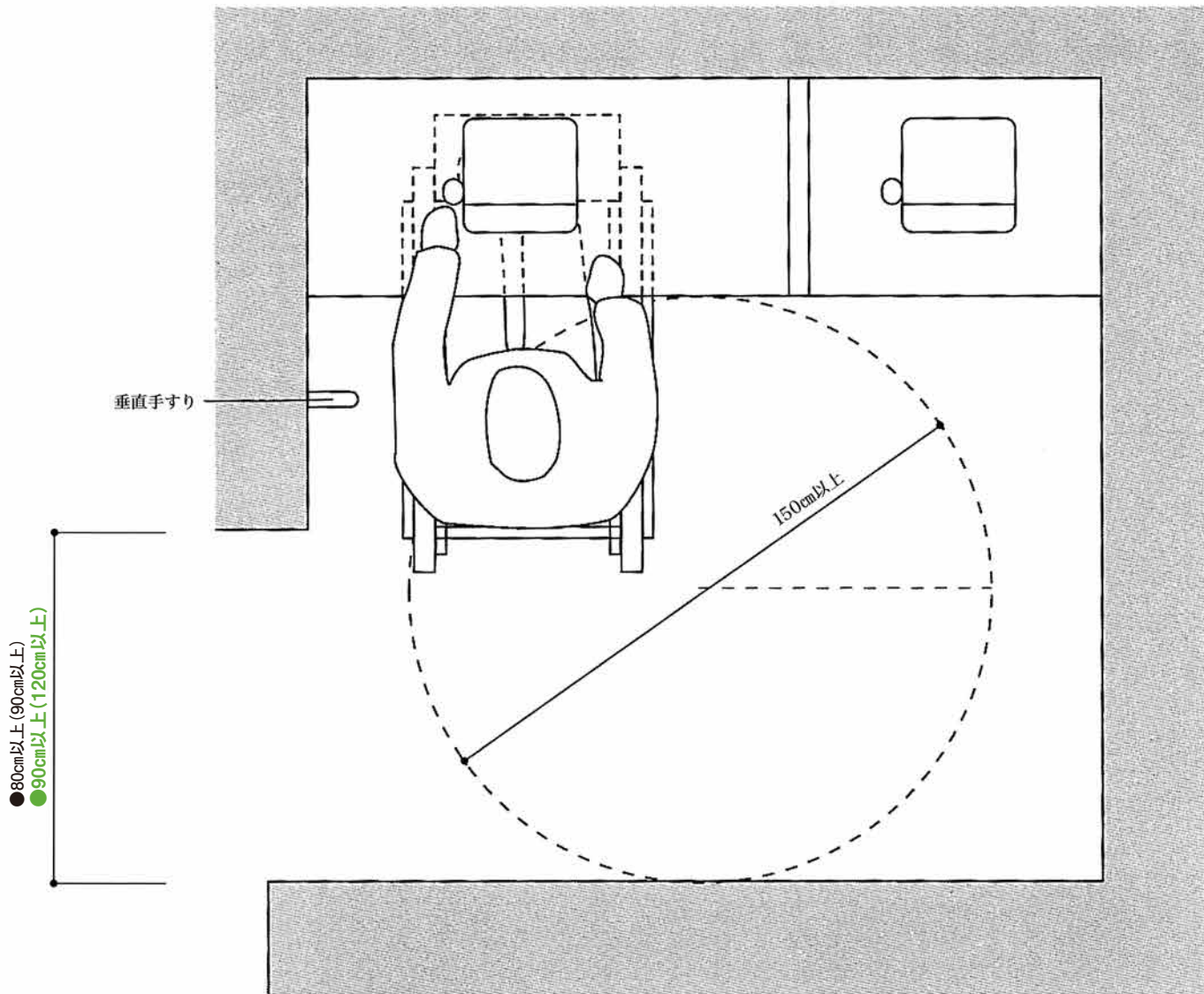
整備項目	整備基準	より望ましい基準
公衆電話台 (1以上)	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者用公衆電話台の設置 ●車いす使用者の利用に配慮した高さ ●車いす使用者が利用しやすい下部空間の確保 <p>◆公衆電話台に通ずる出入口の構造◆</p> <ul style="list-style-type: none"> *有効幅 80cm以上 (直接地上へ通ずる出入口にあつては90cm以上) *車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造 	<p>*90cm以上 (120cm以上)</p>

解 説

●整備基準及びより望ましい基準中「車いす使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設ける」とは、電話台の高さは70cm程度とし、下部は車いすのキャスターやひざが入るスペース(高さ65cm程度、奥行き45cm程度)を設けることである。なお、この場合において、電話ダイヤル及びプッシュボタンの中心は90～100cmの高さとなるようにすること。

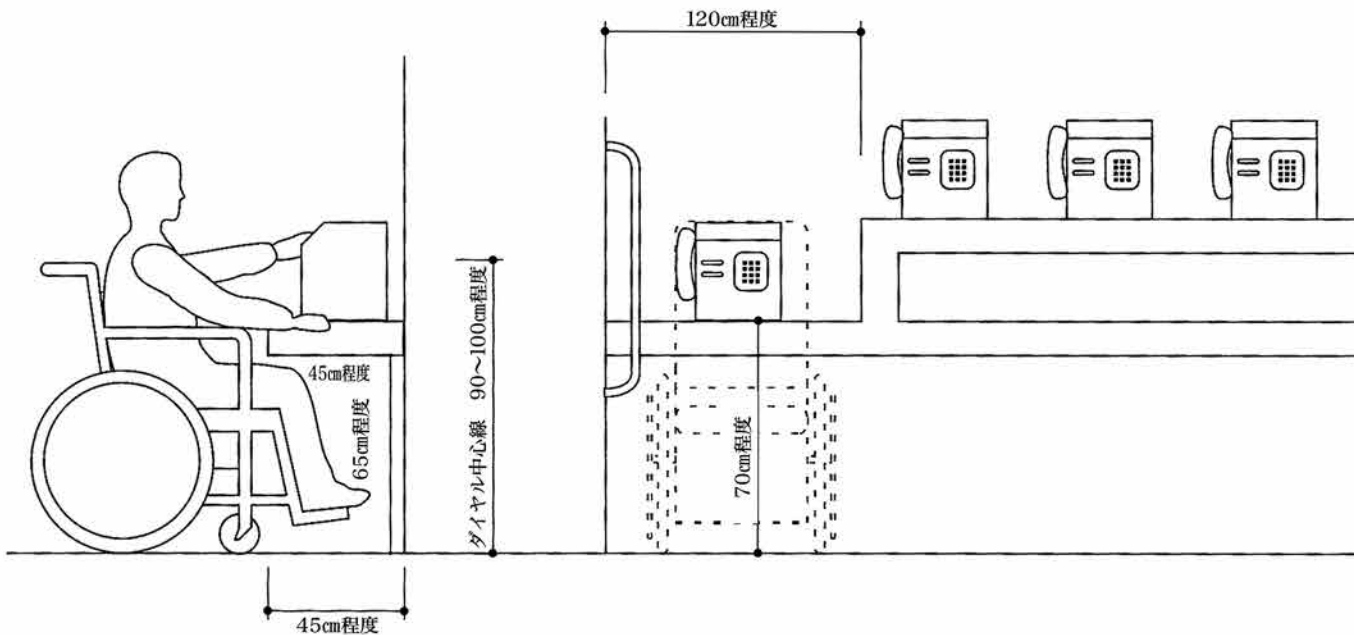
●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

■ 電話台の設置例



●支障となる段を設けないこと

■ 電話台等の基本寸法例





案内設備等

基本的な考え方▶

施設を円滑かつ安全に利用するためには、案内設備等によって適切に情報提供が行われることが求められます。そのため、案内設備等は適切な位置に設置し障害者、高齢者等の利用に配慮したものとするとともに、避難用の誘導灯は、視覚障害者及び聴覚障害者等への情報伝達に配慮したものとする必要があります。

整備項目	整備基準	より望ましい基準
案内設備等 (主用途が自動車駐車施設であるものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ● 直接地上へ通ずる主要出入口 <ul style="list-style-type: none"> ・道等から上記の出入口までの敷地内の通路 のうち、利用円滑化経路を構成するものの付近に、エレベーター、便所、駐車施設、利用居室等の配置を表示した案内設備の設置 ただし、次のいずれかの場合は設置免除 <ol style="list-style-type: none"> 1 エレベーター等の位置を容易に視認できる場合（建築物が小規模な場合など） 2 建築物の利用者を常時誘導することのできる管理者等が常駐する案内所等から、主要な出入口を容易に視認できる場合 3 利用円滑化経路を構成する主要な出入口又は敷地内通路の付近に、2の案内所に通ずるインターフォン等の通信設備を設置している場合 ●エレベーター、便所、駐車施設、利用居室等の付近で見やすい位置に標識を設置（定められているものは、JIS規格に適合した表示内容とする） ●必要に応じ、視覚障害者に配慮した点字等の表示 ●障害者、高齢者等に配慮した案内板等の高さ、文字の大きさ等、必要に応じて図・記号又は外国語による表示 ●視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設置 (点滅型誘導音装置付誘導灯等) ●インターホンの操作面前方に水平スペースの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ● 直接地上に通ずる主要出入口 ● 道等から上記の出入口までの敷地内の通路 の付近に設置

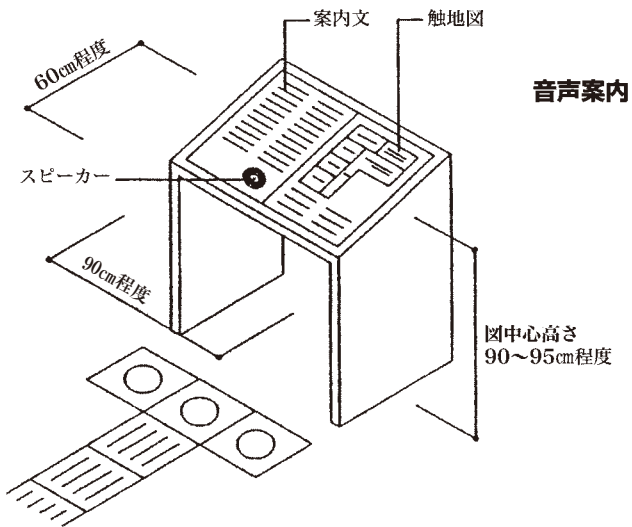
解説

- 整備基準及びより望ましい基準における高さの配慮は、車いす使用者、高齢者等の視線の高さに配慮することであり、例えば、触地図案内板の高さを90～120cmにすることなどである。
- 整備基準及びより望ましい基準における文字の大きさ等の配慮は、弱視者、高齢者等に配慮することであり、大きく太い書体や図を用いるなどわかりやすいデザインとしたり、地板の色とコントラストをつけることなどをいう。色については、JIS Z 8210：2002や「標準案内用図記号ガイドライン」「交通エコロジー・モビリティ財団」などを参考にする。
- 消防法の規定に基づく非常用放送設備を設けている建築物等の誘導灯は点滅型誘導灯でよい。
- 案内板等に用いる、図・記号は標準化されたものを使用することが望ましい。

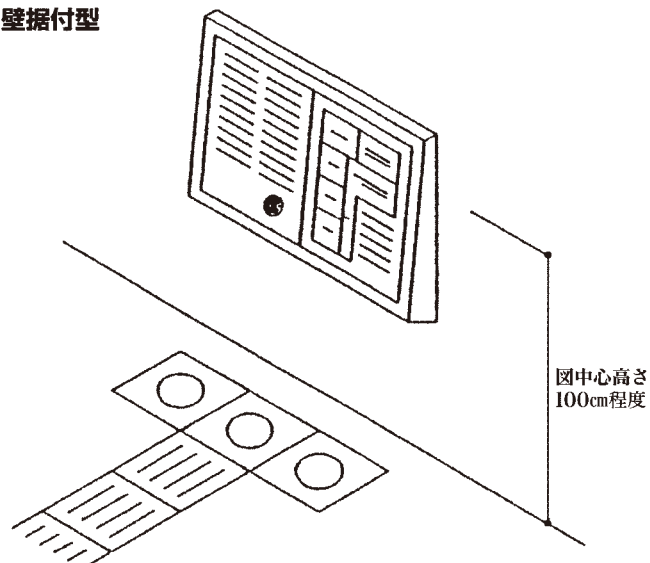
●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

案内設備

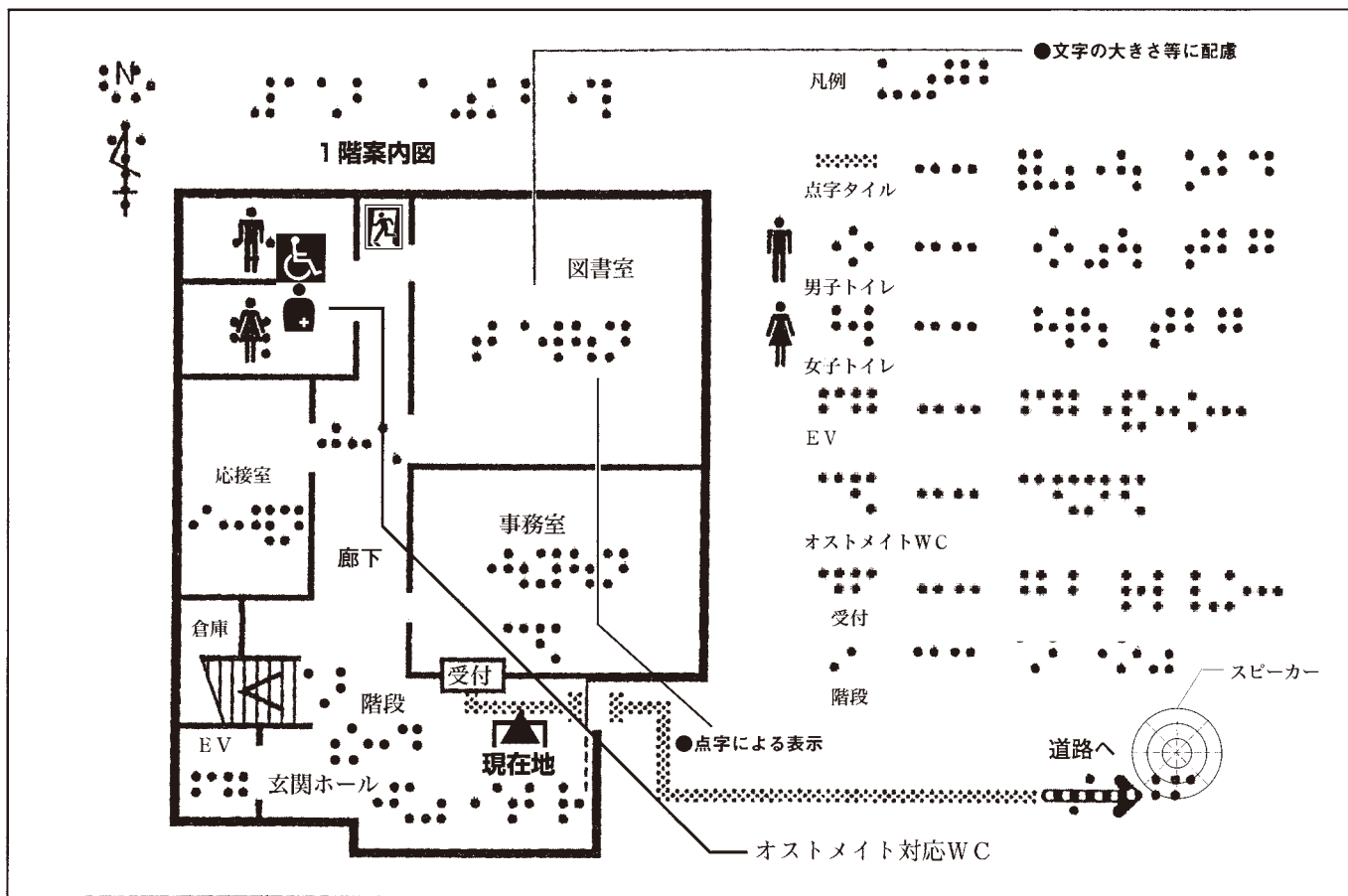
■ 床据付型



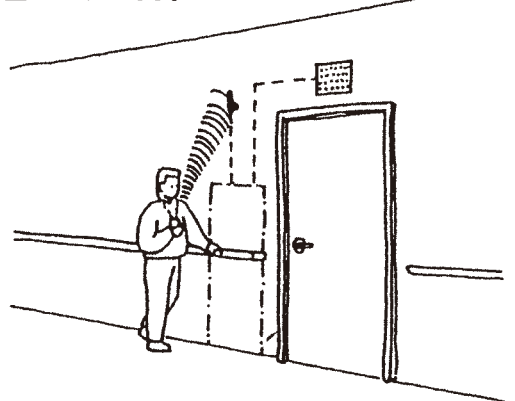
■ 壁据付型



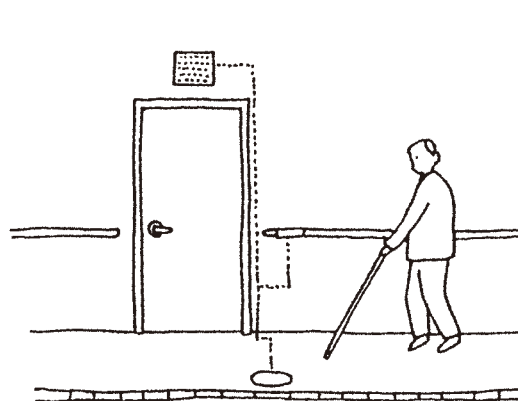
■ 点字案内板の表示例



■ ペンダント式



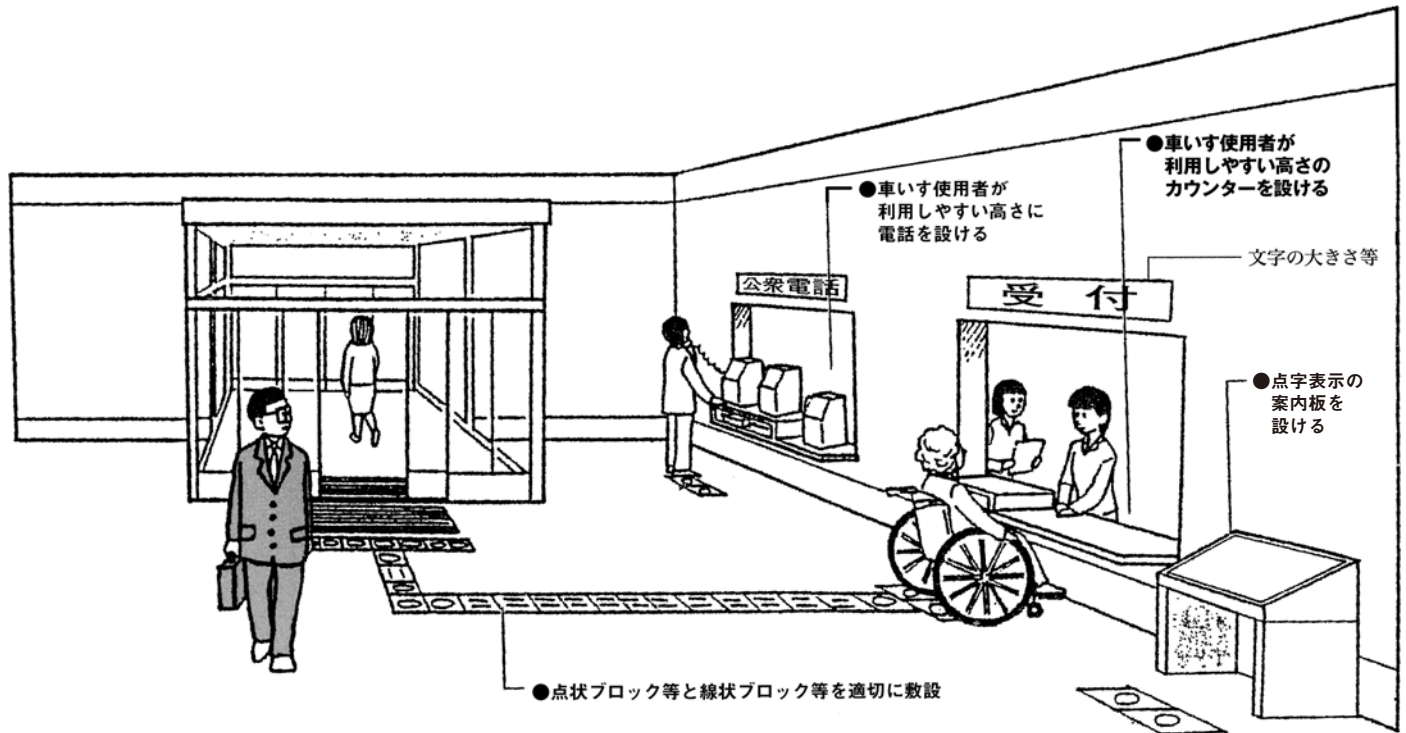
■ 杖式



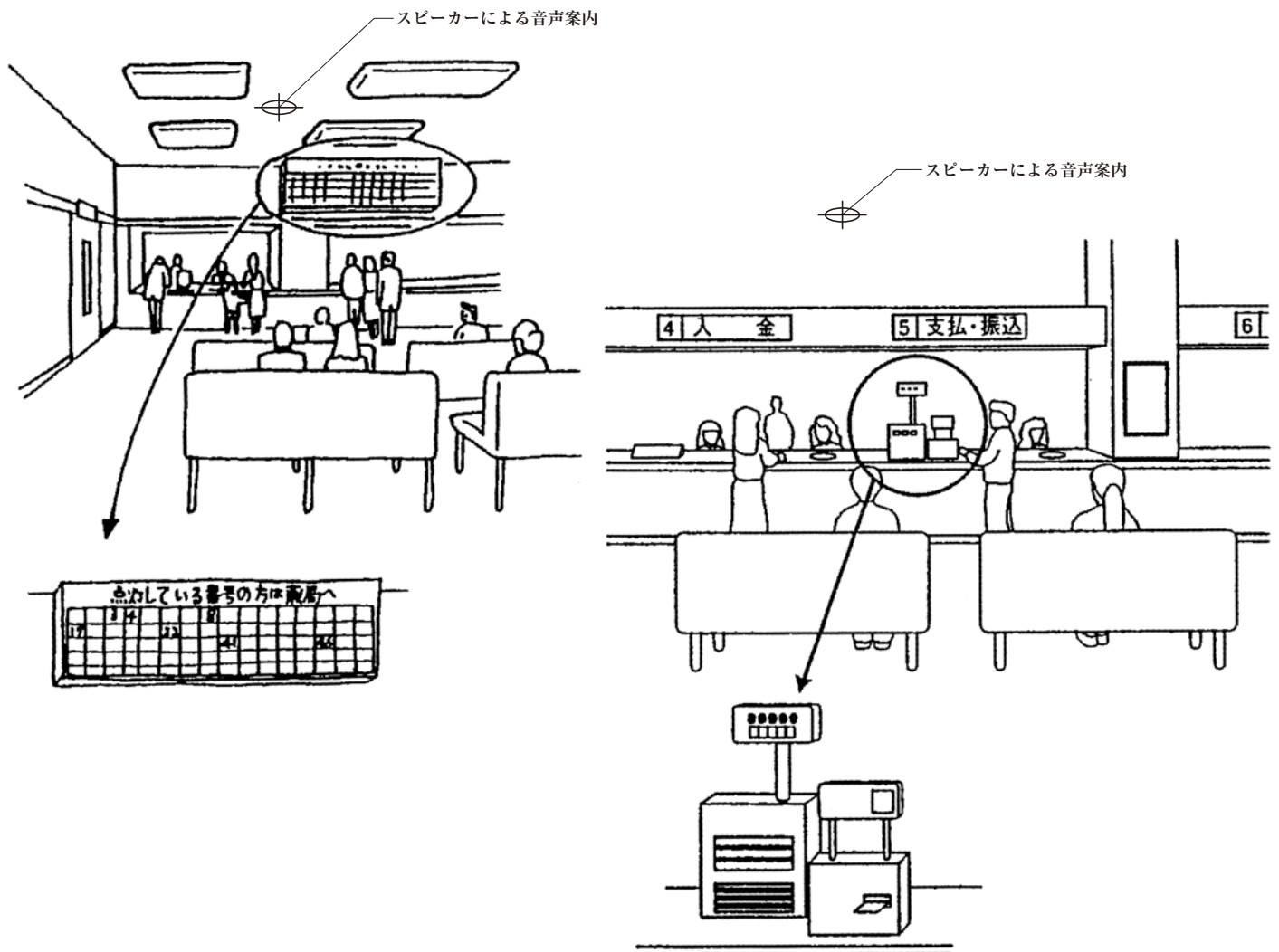
I-15 案内設備等

●条例による整備基準、●より望ましい基準、細字は標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

■ 玄関ホールの整備例



■ 病院（診察・薬局・会計等の窓口）



■ 各種サイン例



障害者が利用できる
施設・設備を示す
国際シンボルマーク



世界盲人連合が定めた
盲人を示す国際マーク



世界ろう連盟が定めた
聴覚障害者サイン

■ 各種案内板



音声案内

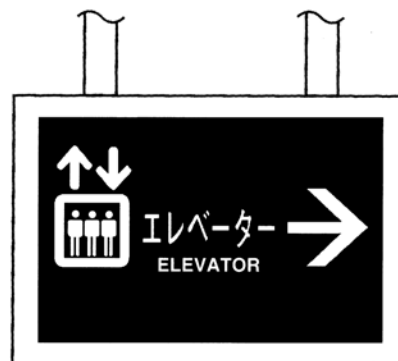
■ 入口方向を示す案内



■ 駐車場案内



■ エレベーター案内



■ 点滅型誘導音装置付誘導灯



■ 案内表示

国際シンボルマーク



障害者が使用できる施設あるいは施設内の部位を表示するシンボルマーク

- 大きさ…10cm角以上、45cm以下
- 色……原則として青地に白マークあるいはその逆とし、対比の明確なものとする。

(参 考)

国際シンボルマークを掲示するための最低条件

玄 関………地面と同じ高さにするか、階段の代わりにまたは階段のほかに、スロープ(傾斜路)を設置する。

出入口………80cm以上開くものとするか、回転ドアの場合は別の入口を併設する。

スロープ………傾斜は1/12(勾配4.5cm強)以下とする。

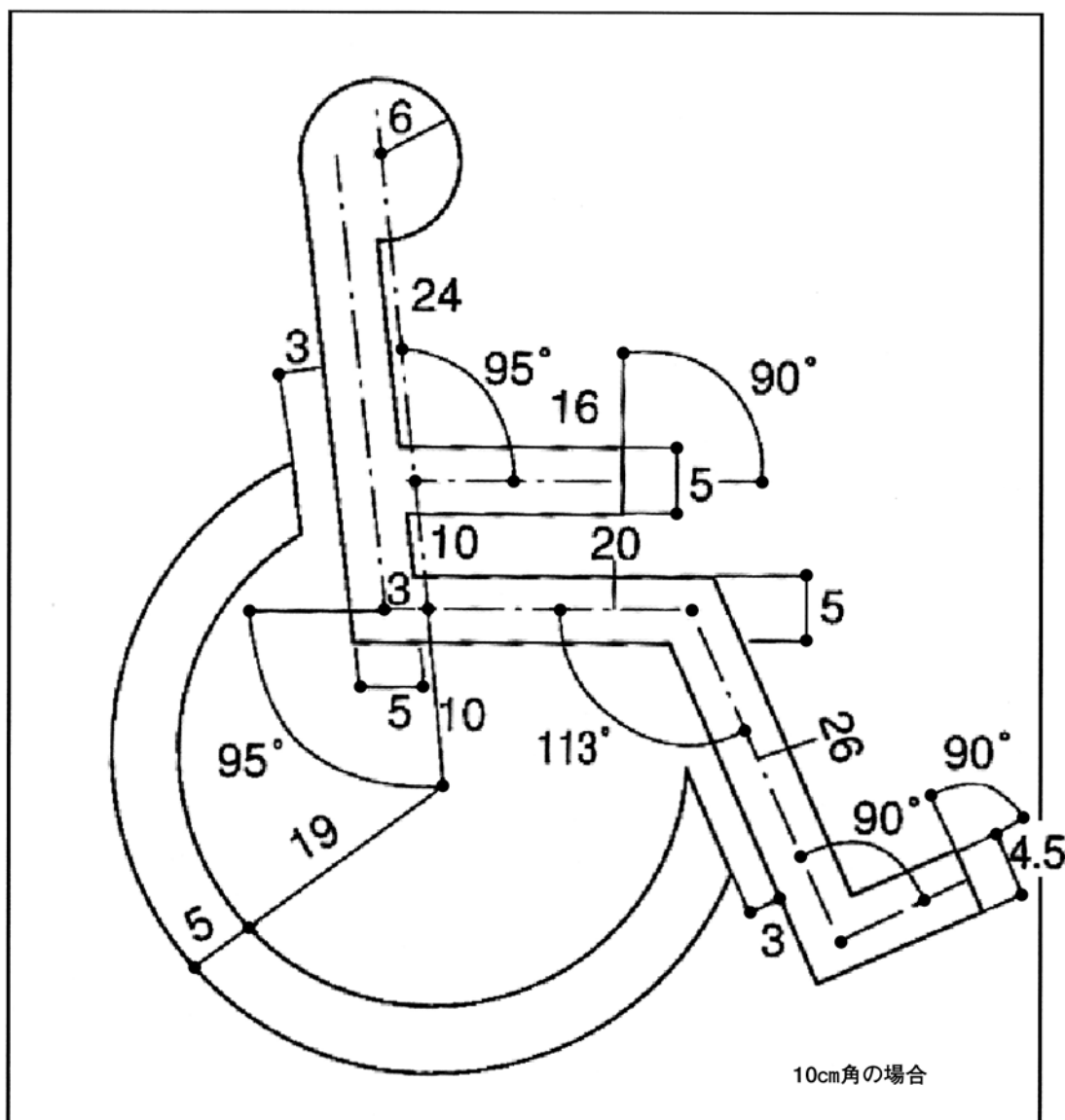
室内外を問わず、階段の代わりにまたは階段のほかに、スロープを設置する。

通路・廊下………130cm以上の幅とする。

トイレ………利用しやすい場所にあり、外開きドアで仕切り内部が広く、手すりがついたものとする。

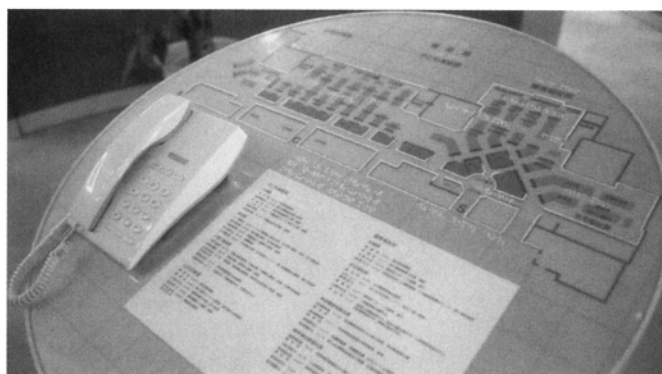
エレベーター…入口幅は80cm以上とする。

■ 国際シンボルマークの寸法例



■ 視覚障害者に配慮した表示方法

- 点字表示
- 文字の浮き彫り
- 音声による案内



- レイアウト図、太い字体を浮き彫りなどで工夫をし触れる事でおおまかな、位置関係が理解できる案内板。点字による表示、音声案内も併せて設備されている。